

① 外国子会社から受ける配当等の益金不算入等に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 . . . 法人名 ()

別表八(二) 平三十一・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

外国子会社 の名称等	名 称	1					
	本店の所在 又は事務 主所	国 名 又 は 地 域 名	2				
		所 在 地	3				
	主 たる 事 業	4					
	発 行 済 株 式 等 の 保 有 割 合	5	%	%	%	%	
	発 行 済 株 式 等 の 連 結 保 有 割 合	6	%	%	%	%	
益 金 不 算 入 の 額	支 払 義 務 確 定 日	7	
	支 払 義 務 確 定 日 まで の 保 有 期 間	8					
	剰 余 金 の 配 当 等 の 額	9	() 円	() 円	() 円	() 円	
	(9)の剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等の額	10	() 円	() 円	() 円	() 円	
	法第23条の2第2項第1号に掲げる剰余金の配当等の額の該当の有無	11	有・無	有・無	有・無	有・無	
	益等 の 不 算 入 の 対 象 と な ら な い 損 金 算 入 配 当	法第23条の2第3項又は第4項の適用の有無	12	有・無	有・無	有・無	有・無
	損 金 等 の 算 入 額 の 対 応 計 取 配	(9)の元本である株式又は出資の総数 又は総額につき外国子会社により 支払われた剰余金の配当等の額	13	() 円	() 円	() 円	() 円
		(13)のうち外国子会社の所得の金額の 計算上損金の額に算入された金額	14	() 円	() 円	() 円	() 円
		損金算入対応受取配当等の額 $(9) \times \frac{(14)}{(13)}$	15	() 円	() 円	() 円	() 円
		益金不算入の対象とならない損金算入配当等の額 (9)又は(15))	16	() 円	() 円	() 円	() 円
		(16)に対応する外国源泉税等の額 $((10)又は(10) \times \frac{(14)}{(13)})$	17	() 円	() 円	() 円	() 円
		剰余金の配当等の額に係る費用相当額 $(9) - (16) \times 5\%$	18				
		法第23条の2の規定により益金不算入とされる 剰余金の配当等の額 $(9) - (16) - (18)$	19				
計 算 の 額	措法第66条の8第2項前段若しくは第9項前段又は 第68条の92第2項前段若しくは第9項前段の規定 により益金不算入とされる剰余金の配当等の額 (別表十七(三の四)「23」+「25」)	20					
	(16)のうち措法第66条の8第3項若しくは第10項又 は第68条の92第3項若しくは第10項の規定により益 金不算入とされる損金算入配当等の額 (別表十七(三の四)「24」)	21					
	(9)のうち益金不算入とされる剰余金の配当等の額 $(19) + (20) + (21)$	22					
	法第39条の2の規定により損金不算入とされる外 国 源 泉 税 等 の 額 $(10) - (17)$	23					
	(23)のうち措法第66条の8第2項後段若しくは第9項後 段又は第68条の92第2項後段若しくは第9項後段の規定 により損金不算入の対象外とされる外国源泉税等の額 (別表十七(三の四)「28」)	24					
(10)のうち損金不算入とされる外国源泉税等の額 $(23) - (24)$ (マイナスの場合は0)	25						
益 金 不 算 入 と さ れ る 剰 余 金 の 配 当 等 の 額 の 合 計 (22)欄の合計)		26				円	
損 金 不 算 入 と さ れ る 外 国 源 泉 税 等 の 額 の 合 計 (25)欄の合計)		27					